不動産公売　持ち物フロー図

不動産登記を　個人名義でする場合			不動産登記を　法人名義でする場合			不動産登記を　共有名義でする場合
当日会場に来庁し、入札される方は、登記名義人からみてどなたにあたりますか。						
登記名義人本人の場合	**代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）**	**代理人が法人で、 代表取締役本人の場合**	**登記する法人の 代表取締役本人の場合**	**代理人が個人の場合 （法人の従業員等を含む）**	**代理人も法人で、 代表取締役本人の場合**	**共有名義人が個人や法人で、登記名義人本人（又は代理人）、代表取締役本人の場合**
受付で、当日会場で来庁し、入札される方の本人確認が必要です。						
身分証明書(本人) 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（代理人本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（代表取締役本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（代表取締役本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（代理人本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（代表取締役本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。	**身分証明書（本人、代理人、代表取締役本人）** 本人確認できるもの 例：顔写真があるもの１点、顔写真がないものは２点必要です。
	代理人の方は、委任状と印鑑証明が必要です。			**代理人の方は、委任状と印鑑証明が必要です。**		
	①委任状（個人から個人） （売却区分ごと） 委任者・受任者の押印が必要です。 **②印鑑証明書** **登記名義人（委任者）のものです。**	**①委任状（個人から法人） （売却区分ごと）** 委任者・受任者の押印が必要です。 **②印鑑証明書** **登記名義人（委任者）のものです。**		**①委任状（法人から個人） （売却区分ごと）** 委任者・受任者の押印が必要です。 **②印鑑証明書** **登記名義人（委任者）のものです。**	**①委任状（法人から法人） （売却区分ごと）** 委任者・受任者の押印が必要です。 **②印鑑証明書** **登記名義人（委任者）のものです。**	**①委任状（共有名義人から個人や法人） （売却区分ごと）** 委任者・受任者の押印が必要です。 **②印鑑証明書** **登記する共有名義人（委任者）全員分です。**
入札書の封印や公売保証金の返還に印鑑が必要です。						
本人の印鑑 朱肉に限る。シャチハタ不可	**代理人本人の印鑑** 朱肉に限る。シャチハタ不可	**法人の代表者印（実印＝丸印）** 代表者氏名が登記された印鑑です。 ※角印（認め印）は不可です。	**法人の代表者印（実印＝丸印）** 代表者氏名が登記された印鑑です。 ※角印（認め印）は不可です。	**代理人本人の印鑑** 朱肉に限る。シャチハタ不可	**法人の代表者印（実印＝丸印）** 代表者氏名が登記された印鑑です。 ※角印（認め印）は不可です。	**本人、代理人本人、 法人の代表者印（実印＝丸印）** 朱肉に限る。シャチハタ不可。法人の場合は角印（認め印）は不可です。
当日、入札前に公売保証金の納付が必要です。						
公売保証金（売却区分ごと）現金	**公売保証金（売却区分ごと）現金**	**公売保証金（売却区分ごと）現金**	**公売保証金（売却区分ごと）現金**	**公売保証金（売却区分ごと）現金**	**公売保証金（売却区分ごと）現金**	**公売保証金（売却区分ごと）現金**
						共同入札者の持分内訳書が必要です。
						共同入札者持分内訳書 （売却区分ごと） 共同入札者全員の住所・氏名・持分・押印が必要です。
※農地の場合、事前に所有地の農業委員会が発行した買受適格証明書を取得し、当日必要です。						
※買受適格証明書 （売却区分ごと） 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。	**※買受適格証明書 （売却区分ごと）** 丹波市農業委員会では、事前申請が必要です。毎月5日申請を締め切り、翌月初旬（約１か月程度の日数）を要します。事前に確認・取得をお願いします。
※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、保証金返還の際に収入印紙が必要です。（最高価申込者、次順位買受申込者以外の、落札できなかった場合に当日必要です。）						
※収入印紙 ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。	**※収入印紙** ※入札者が営利法人、又は個人で営業者（不動産業者等を含む）の場合、公売保証金の返還に係る領収書に必要です。売却区分ごとに、領収金額に応じた印紙が必要です。
登記される本人、又は法人・法人役員が暴力団員ではない陳述書が必要です。						
陳述書（個人用） （売却区分ごと） 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（個人用） （売却区分ごと）** 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（個人用） （売却区分ごと）** 登記名義人本人が暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（法人用） （売却区分ごと）** 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（法人用） （売却区分ごと）** 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（法人用） （売却区分ごと）** 法人・法人役員すべてが暴力団員ではないことの陳述書	**陳述書（個人用・法人用） （売却区分ごと）** 共同入札者本人含め他の共同入札者全員分必要です。 個人の場合は、個人用に記載してください。 法人の場合は、法人用に記入ください。
			登記される法人の商業登記簿に記載してある役員すべてが暴力団員ではない「陳述書（法人用）別紙」と、その他関係書類が必要です。			
			②陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 **③法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等** （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） **④宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）	**②陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」** 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 **③法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等** （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） **④宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）	**②陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」** 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 **③法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等** （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） **④宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）	**②陳述書(法人用）別紙 「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」** 登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。 **③法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等** （入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ） **④宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）

自己の計算において入札等をさせようとする者がある場合は、【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」が必要です。

※自己の計算において入札等をさせようとする者とは、入札者に資金を渡すなどして、自己の為に入札等をさせようとする者（個人・法人）です。通常の委任状の代理人とは異なります。

個人の場合は「個人」に、法人の場合は「法人」に、該当する□にチェックしてください。

【個人の場合】

①**【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」**（個人にチェック）

【法人の場合】

①**【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」**（法人にチェック）

②**（別紙）「自己の計算において入札等させようとする者（法人）の役員に関する事項」**（商業登記簿に記載の役員すべてが暴力団員ではない書類）

登記に記載の役員全員の住所・氏名・役職・生年月日・性別の記載が必要です。

③**法人の商業登記簿に係る登記事項証明書**等（法人の役員を証する書類）

（※入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業者の場合のみ）

④**宅地建物取引業の免許証**、又は**債権管理回収業の許可証の写し**（許認可等を受けたことを証明する文書）

公売当日の持ち物について、ご不明な場合は、丹波市役所税務課（０７９５－８２－１５３５）までご連絡ください。